

議員案第8号

民法の早期改正を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

平成10年3月19日提出

小金井市議会議員

漢 人 明 子

青 木 ひかる

鈴 木 洋 子

長谷川 博 道

民法の早期改正を求める意見書

現行の民法では夫婦はどちらか一方の氏を選択し届け出ることとされ、別姓は認められていない。

現状では約97%の夫婦が夫の氏を選んでいる。法律婚をして、自分の姓を維持したいと思う個人に法律で1つの姓を強制するのは、人格権の侵害にもつながるものである。また、子の氏については、出生時に決定できるようにすべきである。

一方、非嫡出子の相続は嫡出子の2分の1とされているが、子どもの人権上、見直す必要がある。

一時、民法の改正が全国的に注目されたが、その後の動きが滞っているようである。

民法の改正は、より多くの生き方を保障し、豊かな社会の基盤となるものである。

よって、小金井市議会は、以下の項目を要望する。

- 1 選択的夫婦別姓制度の実現
- 2 子の氏については、婚姻時に限らず、出生時に決定できるようにすること。
- 3 「子どもの権利」に不平等が生じないように、非嫡出子の相続における嫡出子との差を見直すこと。

以上について、男女平等、子どもの人権等の観点に立ち、民法の早期改正に向け、速やかに取組を進めていくこと。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成10年3月 日

小金井市議会議長 林 茂 夫

内閣総理大臣 様

法務大臣 様